

日本郵政共済組合 共済センター長 殿

一時的な収入に関する申立書

年 月 日

組合員番号

氏 名

私は、被扶養者（ ）が（ ）年に得た収入のうち（ ）円
 については一時的な収入（受領が1回のみ）であることを以下のとおり申し立てます。

本申立内容は事実と相違ありません。本申立内容が事実と相違している場合には、被扶養者の認定を
 遡って取消申告し、取消日以降に受けた給付金等は直ちに返納します。

1 対象被扶養者	組合員との続柄（ ） 生年月日 年 月 日				
2 収入の内訳					
	収入の種類	収入の具体的内容・収入を得ることとなった日 ^{*2}	金額	受領年月日日	
	退職所得の収入 ^{*1}		円	/ /	/ /
	山林所得の収入 ^{*1}		円	/ /	/ /
	譲渡所得の収入 ^{*1}		円	/ /	/ /
	その他の収入 1		円	/ /	/ /
	その他の収入 2		円	/ /	/ /
3 その他特記事項					

*1 「収入」とは経費や所得控除額を差し引く前の収入額をいいます。

*2 「収入の具体的内容」とは、例えば、株式を売却した、山林を伐採して売却した、不動産を売却した等です。
 「収入を得ることとなった日」とは、例えば、株式を売却した日、山林を売却した日、不動産を売却した日等です。

日本郵政共済組合 共済センター長 殿

一時的な収入に関する申立書

2025 年 10 月 20 日

組合員番号 01234567

氏 名 共済 太郎

私は、被扶養者（ 共済 花子 ）が（ 2024 ）年に得た収入のうち（ 5,120,000 ）円については一時的な収入（受領が1回のみ）であることを以下のとおり申し立てます。

本申立内容は事実と相違ありません。本申立内容が事実と相違している場合には、被扶養者の認定を遡って取消申告し、取消日以降に受けた給付金等は直ちに返納します。

4 対象被扶養者	共済 花子	組合員との続柄（ 妻 ）	生年月日 1966 年 1 月 10 日
5 収入の内訳			
収入の種類	収入の具体的内容・収入を得ることとなった日*2	金額	受領年月日
退職所得の収入*1	退職金 2024 年 3 月 31 日退職	5,120,000 円	2024/ 4 /15 / /
山林所得の収入*1		円	/ / / /
譲渡所得の収入*1		円	/ / / /
その他の収入 1		円	/ / / /
その他の収入 2		円	/ / / /
6 その他特記事	【注意】 一時的な収入とは、<u>受領が1回のみのも</u>のをいいます。 相続した株等を一度に全て売却した時のみ、一時的な収入としますが、 <u>株等を保有し続けている場合は、取引回数に関係なく恒常的収入</u>と見なします。		

*1 「収入」とは経費や所得控除額を差し引く前の収入額をいいます。

*2 「収入の具体的内容」とは、例えば、株式を売却した、山林を伐採して売却した、不動産を売却した等です。
「収入を得ることとなった日」とは、例えば、株式を売却した日、山林を売却した日、不動産を売却した日等です。